

森林・林業再生基盤づくり交付金

【2, 200 (1, 612) 百万円】

対策のポイント

森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、この資源を保全しながら活用することにより、森林の多面的機能を最大限発揮させることが重要です。
- ・このため、森林資源を活かした成長分野の創造に向け、木材利用の拡大・促進、森林から消費者までをつなぐ需要に応じた木材流通体制の構築、木材を安定供給できる効率的な森林の整備・保全の推進といった「攻めの農林水産業」を展開するための取組を戦略的に進めていくことが必要です。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上
(4割(平成21年度)→6割(平成27年度))
- 公共建築物の木造率の向上
(8.3%(平成22年度)→24%(平成27年度))

<主な内容>

1. 木材利用の拡大

木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設など木材利用の拡大に資する施設の整備を支援します。

2. 木材製品の安定的な供給

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、木材加工流通施設等の整備を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

民有林と国有林の連携を盛り込むなどした広域流通型の構想や、山元と地域に根付いた加工工場等の連携による地域循環型の構想の実現に必要なストックヤードなどの流通施設等の整備を支援します。

4. 林業再生に必要な条件整備

円滑な森林整備・林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入や、林業の担い手となる人材の労働安全指導等を支援します。また、山村地域の経済振興に重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備等を支援します。

5. 森林の公益的機能の発揮等

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林環境教育や林業体験学習の場となる森林フィールドの整備、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害及び林野火災の防止等による森林資源の保護、山地災害に対する地域の防災体制の強化等を支援します。

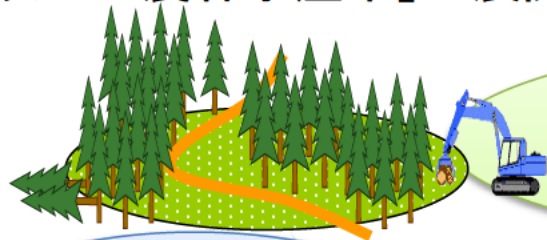
〔 補助率：定額（1／2、1／3等）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体 〕

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8055）]

森林・林業再生基盤づくり交付金（拡充）

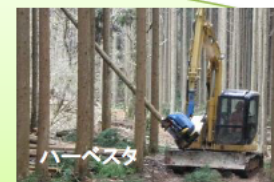
【2, 200百万円】

森林・林業分野において、
「攻めの農林水産業」の展開に対応するために必要な施設・機械の整備等を支援します。



○ 林業再生に必要な条件整備

- ◆ 高性能林業機械等の導入
(機械の購入及びレンタル利用に対する支援)
- 特用林産の振興
- 林業担い手の育成確保



○ 森林の公益的機能の発揮等

- 森林病虫害や野生鳥獣による被害防止、森林環境の保全
- 山地災害に対する地域の協力体制の整備
- 森林環境教育、体験活動の場となる森林・施設の整備



「攻めの農林水産業」の展開

○ 木材製品の安定的な供給

○ 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

- 安定供給を可能とする木材加工流通施設の整備
- 安定取引構想の実現に必要な流通施設等の整備



○ 木材利用の拡大

- 木造公共建築物等の整備
- 木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



●ハード事業、■ソフト事業、◆ハード及びソフト事業 ※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能